

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第 1 条関係)	1
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第 2 条関係)	8
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第 3 条関係)	10
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第 4 条関係)	12
○ 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	13
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(附則第 6 項関係)	19
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(附則第 7 項関係)	20
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(附則第 8 項関係)	21
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(附則第 9 項関係)	22

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第1条関係)

旧	新
(期末手当) 第30条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略) 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。 4から6まで (略) (勤勉手当) 第30条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3から5まで (略)	(期末手当) 第30条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略) 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。 4から6まで (略) (勤勉手当) 第30条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3から5まで (略)

旧										新									
別表第1(第3条関係) 行政職給料表										別表第1(第3条関係) 行政職給料表									
職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300		1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700		2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200		3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600		4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500		5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600		6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700		7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900		8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800		9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900		10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000		11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900		12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600		13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400		14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300		15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200		16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000		17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800		18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600		19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300		20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100		21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600		22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900

旧										新									
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の										定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の									

旧										新									
職員	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		職員	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			

旧										新									
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
94		295,900	343,600							94		299,400	347,400						
95		296,200	344,100							95		299,700	347,800						
96		296,600	344,500							96		300,100	348,200						
97		296,800	344,700							97		300,300	348,400						
98		297,100	345,100							98		300,600	348,800						
99		297,500	345,500							99		301,000	349,200						
100		297,900	345,800							100		301,400	349,500						
101		298,100	346,100							101		301,600	349,800						
102		298,400	346,500							102		301,900	350,200						
103		298,800	346,900							103		302,200	350,600						
104		299,100	347,300							104		302,500	351,000						
105		299,300	347,800							105		302,700	351,500						
106		299,600	348,200							106		303,000	351,900						
107		300,000	348,600							107		303,300	352,300						
108		300,300	349,000							108		303,600	352,700						
109		300,500	349,500							109		303,800	353,200						
110		300,900	349,900							110		304,200	353,600						
111		301,300	350,200							111		304,600	353,900						
112		301,600	350,500							112		304,900	354,200						
113		301,800	351,000							113		305,100	354,700						
114		302,000								114		305,300							
115		302,300								115		305,600							
116		302,700								116		306,000							
117		302,900								117		306,200							
118		303,100								118		306,400							
119		303,400								119		306,700							
120		303,700								120		307,000							
121		304,100								121		307,400							

旧										新									
	122		304,300								122		307,600						
	123		304,600								123		307,900						
	124		304,900								124		308,200						
	125		305,200								125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
										改正附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第7項及び第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び第5条の規定による改正後の舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第30条第2項(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条第1項及び第29条第1項において準用する場合を含む。)及び第3項並びに第30条の4第2項(同条例第19条の2第1項及び第29条の2第1項において準用する場合を含む。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。 3 (略) (給与の内払)									

旧	新
	4 改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任) 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 6から9まで (略)

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)

旧	新
(期末手当) 第30条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略) 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。 4から6まで (略) (勤勉手当) 第30条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3から5まで (略)	(期末手当) 第30条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略) 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。 4から6まで (略) (勤勉手当) 第30条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3から5まで (略)

旧	新
	改正附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第7項及び第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2から9まで (略)

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表(第3条関係)

旧	新																																				
(給与条例の規定の読替え) 第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 2及び3 (略) <u>別表(第7条関係)</u> 特定任期付職員給料表 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>380,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>427,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>477,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>539,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>615,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>718,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>839,000</td></tr> </table>	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	(給与条例の規定の読替え) 第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 2及び3 (略) <u>別表(第7条関係)</u> 特定任期付職員給料表 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>740,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>864,000</td></tr> </table> 改正附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第7項及び第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	380,000																																				
2	427,000																																				
3	477,000																																				
4	539,000																																				
5	615,000																																				
6	718,000																																				
7	839,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	392,000																																				
2	440,000																																				
3	492,000																																				
4	555,000																																				
5	634,000																																				
6	740,000																																				
7	864,000																																				

旧	新
	2から9まで （略）

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表(第4条関係)

旧	新
(給与条例の規定の読替え) 第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 2及び3 (略)	(給与条例の規定の読替え) 第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 2及び3 (略) 改正附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第7項及び第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2から9まで (略)

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例旧新対照表

旧				新			
別表第1(第7条関係) 会計年度任用職員給料表				別表第1(第7条関係) 会計年度任用職員給料表			
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円		円	円	円
1	147,100	162,100	208,000	1	166,500	183,500	230,000
2	148,100	163,200	209,700	2	167,700	184,600	231,500
3	149,100	164,400	211,400	3	168,800	185,800	233,000
4	150,100	165,500	212,900	4	169,900	186,900	234,500
5	151,200	166,600	214,400	5	171,200	188,000	236,000
6	152,300	167,700	216,200	6	172,400	189,700	237,500
7	153,400	168,800	217,900	7	173,600	191,300	239,000
8	154,400	169,900	219,600	8	174,800	192,900	240,500
9	155,300	170,900	221,100	9	175,800	194,500	242,000
10	156,400	172,300	222,600	10	177,000	196,200	243,400
11	157,500	173,600	224,100	11	178,300	197,800	244,800
12	158,600	174,900	225,600	12	179,500	199,400	246,200
13	159,500	176,100	226,800	13	180,600	201,000	247,400
14	160,600	177,600	228,200	14	181,800	202,700	248,600
15	161,800	179,100	229,600	15	183,100	204,400	249,800
16	162,900	180,700	231,000	16	184,400	206,100	251,000
17	164,000	181,800	232,400	17	185,700	207,400	252,100
18	165,400	183,200	234,000	18	187,400	209,000	253,200
19	166,700	184,600	235,500	19	189,100	210,600	254,300
20	167,900	186,000	236,900	20	190,800	212,100	255,400
21	169,000	187,300	238,100	21	192,500	213,600	256,400
22	170,200	189,600	239,700	22	194,200	215,200	257,400
23	171,400	191,800	241,200	23	195,800	216,800	258,400

旧				新			
24	172,600	194,000	242,600	24	197,400	218,400	259,400
25	173,700	196,200	243,600	25	199,000	220,000	260,400
26	175,200	197,900	245,100	26	200,500	221,700	261,300
27	176,700	199,400	246,400	27	202,000	223,000	262,200
28	178,200	200,900	247,600	28	203,500	224,300	263,100
29	179,600	202,400	248,700	29	205,000	225,600	263,900
30	181,000	203,800	249,700	30	206,500	226,700	264,700
31	182,500	205,200	250,600	31	208,000	227,800	265,500
32	184,000	206,600	251,500	32	209,500	228,900	266,300
33	185,400	208,000	252,400	33	211,000	230,000	267,000
34	187,100	209,300	253,300	34	212,400	231,100	267,800
35	188,800	210,600	254,100	35	213,800	232,200	268,600
36	190,500	211,900	254,900	36	215,200	233,300	269,300
37	192,200	213,200	255,600	37	216,600	234,400	270,000
38	193,300	214,400	256,700	38	217,700	235,400	270,800
39	194,700	215,600	257,900	39	218,800	236,400	271,600
40	195,800	216,700	259,000	40	219,900	237,300	272,300
41	196,800	217,800	260,200	41	220,900	238,200	273,000
42	198,200	218,900	261,400	42	221,800	239,100	273,800
43	199,400	219,900	262,500	43	222,700	239,900	274,600
44	200,600	220,900	263,600	44	223,600	240,700	275,300
45	202,100	221,800	264,700	45	224,500	241,400	276,000
46	203,100	222,700	265,800	46	225,300	242,000	276,700
47	204,000	223,600	266,900	47	226,100	242,600	277,400
48	205,100	224,500	267,900	48	226,900	243,200	278,100
49	206,200	225,400	268,900	49	227,700	243,800	278,800
50	207,200	226,300	269,900	50	228,400	244,400	279,500
51	208,100	227,200	270,900	51	229,100	245,000	280,200

旧				新			
52	209,100	228,100	271,800	52	229,800	245,500	280,900
53	210,200	228,900	272,700	53	230,500	246,000	281,500
54	211,200	229,800	273,600	54	231,100	246,400	282,200
55	212,100	230,700	274,500	55	231,700	246,700	282,800
56	213,000	231,500	275,400	56	232,300	247,000	283,500
57	213,900	231,800	276,300	57	233,000	247,300	284,100
58	214,500	232,600	277,200	58	233,500	247,600	284,800
59	215,200	233,300	278,100	59	234,000	247,900	285,400
60	216,000	233,900	279,000	60	234,500	248,200	286,100
61	216,800	234,500	280,000	61	235,000	248,500	286,700
62	217,300	235,200	281,000	62	235,400	248,800	287,400
63	217,800	235,800	281,900	63	235,800	249,100	288,000
64	218,300	236,300	282,800	64	236,200	249,400	288,500
65	218,800	236,800	283,300	65	236,600	249,700	289,000
66	219,400	237,300	284,000	66	236,900	250,000	289,600
67	220,000	237,800	284,700	67	237,200	250,300	290,100
68	220,500	238,400	285,600	68	237,500	250,600	290,700
69	220,800	238,900	286,600	69	237,800	250,900	291,200
70	221,100	239,400	287,400	70	238,100	251,200	291,700
71	221,400	239,900	288,200	71	238,400	251,500	292,300
72	221,700	240,400	289,000	72	238,700	251,800	292,900
73	221,900	240,900	289,700	73	238,900	252,100	293,400
74	222,300	241,400	290,200	74	239,200	252,400	293,900
75	222,600	241,800	290,600	75	239,500	252,700	294,300
76	223,000	242,300	291,000	76	239,700	253,000	294,600
77	223,200	242,800	291,200	77	239,900	253,300	294,800
78	223,700	243,300	291,500	78	240,200	253,600	295,100
79	224,000	243,800	291,700	79	240,500	253,900	295,300

旧				新			
80	224,300	244,300	292,000	80	240,700	254,200	295,600
81	224,600	244,700	292,200	81	240,900	254,500	295,800
82	224,900	245,200	292,400	82	241,200	254,800	296,000
83	225,200	245,600	292,700	83	241,500	255,100	296,300
84	225,500	246,000	292,900	84	241,700	255,400	296,500
85	225,800	246,400	293,200	85	241,900	255,700	296,800
86	226,100	246,800	293,500	86	242,200	256,000	297,100
87	226,400	247,200	293,800	87	242,500	256,300	297,400
88	226,700	247,600	294,100	88	242,700	256,600	297,700
89	227,000	248,000	294,400	89	242,900	256,900	298,000
90	227,400	248,500	294,800	90	243,200	257,200	298,300
91	227,700	248,800	295,100	91	243,500	257,500	298,600
92	228,000	249,100	295,500	92	243,700	257,800	299,000
93	228,200	249,400	295,700	93	243,900	258,100	299,200
94	228,500		295,900	94	244,200		299,400
95	228,800		296,200	95	244,500		299,700
96	229,100		296,600	96	244,700		300,100
97	229,300		296,800	97	244,900		300,300
98	229,600		297,100	98	245,200		300,600
99	229,800		297,500	99	245,400		301,000
100	230,100		297,900	100	245,700		301,400
101	230,400		298,100	101	245,900		301,600
102	230,600		298,400	102	246,100		301,900
103	230,900		298,800	103	246,400		302,200
104	231,200		299,100	104	246,700		302,500
105	231,500		299,300	105	246,900		302,700
106	232,000		299,600	106	247,200		303,000
107	232,300		300,000	107	247,500		303,300

旧				新			
108	232,600		300,300	108	247,700		303,600
109	232,800		300,500	109	247,900		303,800
110	233,200		300,900	110	248,200		304,200
111	233,600		301,300	111	248,500		304,600
112	233,900		301,600	112	248,700		304,900
113	234,100		301,800	113	248,900		305,100
114	234,600		302,000	114	249,200		305,300
115	235,100		302,300	115	249,500		305,600
116	235,600		302,700	116	249,700		306,000
117	235,900		302,900	117	249,900		306,200
118	236,300		303,100	118	250,200		306,400
119	236,700		303,400	119	250,500		306,700
120	237,000		303,700	120	250,700		307,000
121	237,400		304,100	121	250,900		307,400
122			304,300	122			307,600
123			304,600	123			307,900
124			304,900	124			308,200
125			305,200	125			308,500
				改正附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第7項及び第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び第5条の規定による改正後の舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第30条第2項(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条第1項及び第29条第1項において準用する場合を含む。)及び第3項並びに第30			

旧	新
	条の4第2項(同条例第19条の2第1項及び第29条の2第1項において準用する場合を含む。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。 (退職した会計年度任用職員の取扱い) 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(任期が3月以内の者に限る。)については、前項の規定は、適用しない。 (給与の内払) 4 改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任) 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 6から9まで (略)

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(附則第6項関係)

旧	新
(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。	(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。 改正附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第7項及び第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2から9まで (略)

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(附則第7項関係)

旧	新
(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。	(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。 改正附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第7項及び第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2から9まで (略)

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(附則第8項関係)

旧	新
(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。	(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。 改正附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第7項及び第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2から9まで (略)

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(附則第9項関係)

旧	新
(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。	(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。 改正附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第7項及び第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2から9まで (略)